

○座間市児童ホーム手数料の改定について（パブリックコメント）

・ 改定の趣旨

座間市児童ホーム（放課後児童健全育成事業）については、共働き世帯の増加等により利用ニーズが高まる中、児童の安全・安心な放課後の居場所として重要な役割を担っている。

一方で、近年の人件費上昇、物価及び光熱費の高騰、放課後児童支援員処遇改善への対応等により、事業運営経費は増加しているが、児童ホーム手数料は平成27年に改定されて以来10年間見直されていない。

このような状況の中、今後も安定的かつ継続的に事業を実施するためには、一定の受益者負担の見直しが必要である。

・ 改定内容

現行	改定後
6,500 円	10,000 円

※おやつ代を含む

※改定時期は令和9年4月利用分から

※減免制度は維持

・ 改定理由の詳細

児童ホームは、児童福祉の観点から公費負担により運営する必要がある一方、利用者が直接サービス提供を受ける事業であることから、受益者にも一定の負担を求めることが適当である。

・ 国の制度設計上の負担割合は次のとおり。

利用者負担（50%）	国補助金（16.7%）
	県補助金（16.7%）
	市費（16.7%）

・ 令和7年度の市の負担状況は次のとおり。

利用者負担（16.5%）	国補助金（16.7%）
	県補助金（16.7%）
	市費（50.1%）

児童ホーム運営事業費：257,756（千円）

1) 運営経費の増加

- 人件費上昇（放課後児童支援員処遇改善）
- 物価高騰・光熱費上昇

2) 受益者負担の適正化

- 現行負担割合
- 近隣自治体・民設児童ホーム比較
- 利用者と公費負担のバランス

3) 事業継続性の確保

- 放課後児童支援員確保
- 開所時間維持
- 安全管理体制

なお、今後も子育て世帯の負担軽減に配慮しつつ、待機児童対策に係る事業費の増大、近隣市町村や民間児童ホームの利用料、物価高騰及び人件費高騰などの状況を考慮し、児童ホーム手数料を適時改定することとする。